平成２３年（フ）第２０５号
兵庫県加古川市神野町西条1204―３、住民票上の住所兵庫県加古川市尾上町養田199番地の６
債務者　高橋　　功
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原　　恒徳
４　破産債権の届出期間　平成23年５月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前11時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１１号
北海道士別市大通西６丁目712番地
債務者　相山　　久
１　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣瀬　隆司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月29日午後３時20分
５　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１号
熊本県玉名郡南関町大字関町247番地　樽々団地234号
債務者　白田　智男
１　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第３１号
群馬県前橋市石倉町２丁目９番地９
債務者　長島　　博
１　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中田　太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１２５号
群馬県伊勢崎市間野谷町551番地３
債務者　周東　弘治
１　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川亮輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第４６号
青森県八戸市諏訪２丁目26番14号
債務者　渡邊　信春
１　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須永　道夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第４８０号
横浜市青葉区田奈町６番地８　田園ロイヤルハイツ303号
債務者　牧原愼一郎
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊澤　一美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２号
新潟県妙高市白山町２丁目９番16―105号　ナチュラルロー
債務者　常山　和宏
１　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　馬場　秀幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１１８号
愛知県西尾市東幡豆町上丸山37番地、住民票上の住所愛知県西尾市東幡豆町本郷19番地１
債務者　杉山　貴延
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉内　充雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
奈良県香芝市鎌田559番地の15
債務者　松永　　敦
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和島美枝子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１８１７号
広島県山県郡安芸太田町大字穴1927番地
債務者　石原　節子
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中根　弘幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９７号
広島市安佐北区落合２丁目13番11―208号
債務者　小坂　一成
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　那須　　寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０号
福岡市早良区高取２―５―33コーポ原203、住民票上の住所福岡県久留米市上津２丁目21番18号
債務者　青木　精治
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　武志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４７１号
函館市北美原１丁目17番８号
債務者　笠島浩一郎
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１４１号
函館市八幡町３番15号
債務者　杉本　光幸
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１４６号
北海道松前郡福島町字三岳84番地
債務者　川本　雅也
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５３号
奈良県大和高田市曙町16番37号
債務者　山田八千代
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係